

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)**「国立健康危機管理研究機構法」及び「国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う
関係法律の整備に関する法律」の公布について**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記通知に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本通知は、厚生労働大臣の監督の下に国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの業務を統合して行うこと等を目的として、「国立健康危機管理研究機構（機構）」を設立する旨、知らせるものです。

日本医師会としては、かねて、わが国の感染症危機管理体制の更なる強化のため、また、健康・医療情報を学術的な見地から整理・選択・統合した上で国民に発信し正しい情報の共有を可能とするため、いわゆる「日本版CDC」の速やかな創設を国に対し要望しており、同機構はこれに相当するものと認識しているとのことです。機構の業務の範囲（概要）は下記のとおりであり、本年6月7日から起算して3年を超えない範囲内において、機構が設立されることとなっています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○感染症並びにそれ以外の疾患でその適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（感染症その他の疾患）に係る予防及び医療に関する研究開発、その業務に密接に関連する医療の提供。

○予防及び医療に係る国際協力に関する研究開発。

○感染症その他の疾患に係る予防及び医療並びにこれらに係る国際協力に関する人材の養成及び資質の向上。

○感染症その他の疾患に係る病原及び病因の検索並びに予防及び医療に係る科学的知見に関する情報の収集、整理、分析及び提供。

○感染症その他の疾患に係る病原体及び毒素の収集、検査及び保管並びにこれらの実施に必要な技術並びに試薬、試料及び機械器具の開発及び普及。

○地方衛生研究所等の保健所の機関の職員に対する研修、技術的支援その他の必要な支援。

○感染症その他の疾患の予防及び医療に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺そ剤の生物学的検査、試験及び試験的製造並びにこれら医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び試験に必要な標準品の製造。

○使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造。

○食品衛生に関する細菌学的及び生物学的試験及び検査。

○業務に係る成果の普及及び政策の提言。

○機構及び国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設の設置・運営。

○機構の研究開発の成果の活用を促進する事業を実施する者に対する出資並びに人的及び技術的援助。○感染症法の規定に基づく事務。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

